

件名	31 陳情第3号 介護保険制度の改善を求める陳情書
<p>【要旨】</p> <p>平成30年度から、本格的に要支援者に対する介護給付の一部が介護予防・日常生活支援事業に移行され、現行相当の水準を今後とも維持継続することが求められます。利用者が安心して支援を受けられ、改善が進むには、専門的知識によるスタッフの支援が必要です。また、現在進行中の総合事業の問題点等が十分検討されないまま、さらに、要介護の2以下についてもその一部を市町村の総合支援事業へ移行させようとする国の施策は極めて問題です。</p> <p>「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」という介護保険の本来の目的が軽視され、訪問介護の回数制限、介護保険から一部適用を除外する政策は、介護利用者にとっても、またその家族の負担軽減に対しても配慮されていないと言わざるを得ません。</p> <p>貴議会として、以下の陳情項目について、国に対して意見を上げることがを陳情いたします。</p> <p>(陳情事項)</p> <p>①訪問介護生活援助の回数制限について、撤廃するよう国に意見を上げること</p> <p>②総合事業について、今後も必要な人には「現行相当」サービスを提供することができるよう、国に意見を上げること</p> <p>③要介護1、2認定の人を介護保険給付から外さないよう、国に意見を上げること</p>	

※原文のまま掲載しています。